

食安輸発0729第1号  
平成27年7月29日

各検査所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(フランス産ナチュラルチーズの腸管出血性大腸菌 O157)

標記については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成27年7月24日付け食安輸発0724第1号）により通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、フランス産ナチュラルチーズから腸管出血性大腸菌 O157を検出したことから、同通知中の別表1のフランスの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ナチュラルチーズ	<u>別途指示する製造者で製造されたものに限る。</u>	<u>腸管出血性大腸菌 O157</u>	<u>別表2の4によること。</u>	<u>平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌 O26、O103、O111、O121、O145及び O157の検査法」によること。</u>	<u>腸管出血性大腸菌 O157で汚染されているおそれがあるため。</u>

を追加し、別添1の1を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係業者への周知方よろしくをお願いします。